

別表(第5条第2項関係)

対象経費	内 容	備 考
会議費	打合せ、会議資料コピー代、会場使用料等	
宣伝費	チラシ、ポスター等作成費	
リース費	事業に直接必要な機器の賃借料	物資運搬用自動車賃借料含む
消耗品費	事務用品購入費	
謝礼	講師謝礼、協力団体等への謝礼	下記基準参照
材料費	事業に直接必要な材料購入費	調査・研究材料、パネル等 イベント・講演会用材料
交通費	公共交通機関の交通費、講師との事前打合せのための交通費	タクシー代は除く
その他諸経費	損害保険料、郵送料等	電話代は除く

講師謝礼基準(1時間単位、所得税・消費税等を含む)

講師や助手、指導補助員等に対する謝礼(単価×時間×回数=金額)

講師や助手等の旅費は謝礼に含む。

団体の構成員が講師のときは謝礼は認めない。

下記基準により難しい場合は別途定める。

大学教授・民間著名研究者・官庁局長級・上場企業役員(取締役級)	13,700円
大学准教授(講師)・民間研究者・官庁課長級・中小企業役員(取締役級)	12,200円
高専教授・民間技術者・官庁課長補佐級	10,500円
高専准教授・講師・高校教諭・官庁係長級	9,500円
東京都・他区の職員講師	4,750円
区教職員(職務に関連する場合を除く)	4,750円